

消費者ネットワーク

2020年5月15日

第272号

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 浦郷由季

TEL : 03-5216-6024
FAX : 03-5216-6036



食品ロス削減推進法の基本方針が決定

～消費者・事業者に求められる役割と行動が明記～

国際的にも大きな課題となっている食品ロスの問題。日本でも売れ残りや食べ残し、賞味期限が近いなど様々な理由で、まだ食べられる食品が捨てられてしまう現実があります。この食品ロスの削減を推進していくため「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）が、令和元年10月1日に施行されました。これに伴い、内閣府に設けられた関係大臣及び有識者を構成員とする「食品ロス削減推進会議」において基本方針が策定され、令和2年3月31日閣議決定されました。



（食品ロス削減推進会議には内閣府特命消費者担当大臣をはじめ農水、環境、文科、厚労、経産の各大臣が構成員として参加、全国消団連も委員として参加しました）

もくじ

食品ロス削減推進法の基本方針が決定～消費者・事業者に求められる役割と行動も明記～	1,2,3
公益通報者保護法改正案が国会に提出されました 成立すれば初めての改正	3,4,5
第4期消費者基本計画が策定されました！～新たにICT(情報通信技術)進展に伴う消費者問題や感染症拡大などの緊急時対応も盛り込まれる	6,7
小林事務局長退任記念座談会	
「消費者庁と消費者団体との更なる信頼関係構築に向けて」(後編)	8,9
消費者行政新未来創造オフィスたより	10
会員活動報告	11
世界の消費者情報／編集後記	12